(趣 旨)

第1 県は、県内企業の食分野産業又は成長分野産業における新たな事業展開や取引拡大等を図るため、県内企業が行う先進・高度技術習得等の人材育成の取組に要する経費について、平成29年度予算の範囲内において、県内企業に対し、青森県先進・高度技術人財育成事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則(昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において食分野産業とは、食品製造業を軸に、本県の豊富な農林水産資源 を活かし、農林水産業と一体で振興し、地域経済への相乗効果を高めていく関連製造業 をいう。

また、成長分野産業とは、医療機器製造や自動車関連部品製造において、業務用機械器具製造業、電気機械器具製造業を軸に、新たな製品開発や参入を見据え、本県企業の持つ裾野の広い技術力の活用が図られる関連製造業をいう。

(補助対象者)

- 第3 補助金の交付の対象となる企業(以下「補助対象者」という。)は、県内に事業所 (営業拠点としての機能のみを有するものは除く。)を有する次の業種(日本標準産業 分類中分類)のいずれかに該当する者とする。
 - 業種:食品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、木材・木製品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、化学工業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業

(補助事業)

- 第4 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、補助対象者がその従業員等に対し次のすべてに該当する研修等を受講させる事業とする。
 - (1) 食分野産業又は成長分野産業における新たな事業展開又は取引拡大等に向けた人材育成を目的とするもの
 - (2) 食分野産業又は成長分野産業の専門的な知識及び技術を習得するもの(ただし、県外で開催される研修及び県外企業等から講師を招聘して実施する社内研修等の受講によるものに限る)
 - (3) 受講により習得した知識及び技術の活用を計画しているもの
 - (4) 平成30年2月28日までに従業員等の研修等の受講が終了し、かつ、補助対象者 に対し、当該従業員等から研修内容に係る報告等がなされるもの

(補助対象経費及び補助金の額)

第5 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(申請書等)

- 第6 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。
- 2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない 書類は、次のとおりとする。
 - (1) 事業計画書(第2号様式)
 - (2) 収支予算書(第3号様式)
 - (3) 定款
 - (4) 申請者の最近2期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書(これらの書類がない場合にあっては、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類)
 - (5) その他知事が必要と定める書類
- 3 補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請するものとする。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の条件)

- 第7 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規 定により付された条件となるものとする。
 - (1) 補助事業に要する経費の配分の変更(別表に掲げるそれぞれの経費区分の20パーセント以内の変更を除く。) 又は補助事業の内容の変更(補助目的の範囲内で行う事業計画の細部の変更を除く。) をする場合において、事業変更承認申請書(第4号様式)を知事に提出してその承認を受けること。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合において、事業中止(廃止)承認申請書(第5号様式)を知事に提出してその承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において、速やかにその旨を知事に報告してその指示を受けること。
 - (4) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを平成30年4月1日から5年間保管しておくこと。

(申請の取下げの期日)

第8 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日とする。

(補助金の交付方法)

第9 補助金は、補助事業の完了後交付する。

(補助金の請求)

第10 補助金の請求は、補助金請求書(第6号様式)を知事に提出して行うものとする。

(実績報告)

- 第11 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了の日(補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日)から起算して10日を経過した日又は平成30年3月10日のいずれか早い期日までに事業完了(廃止)実績報告書(第7号様式)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。
 - (1) 事業報告書(第8号様式)
 - (2) 収支決算書(第9号様式)
 - (3) 補助対象経費に係る支払証拠書類の写し
 - (4) その他知事が必要と認める書類
- 2 前項の実績報告を行うに当たっては、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第12 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕 入控除税額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額報告書(第10号様式)を提出 するものとする。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部について、その返還を請求するものとする。

附則

この要綱は、平成29年4月25日から施行する。

別表 (第5関係)

経費区分	補 助 対 象 経 費 内 容	補助金の額	
人 件 費	従業員等の長期派遣(1ヶ月以上の派遣とする。) に際し代替職員を雇用した場合、当該代替職員の基 本給相当額(ただし、従業員等の派遣期間分に限 る。)	補助対象経費の実支出額の10分の8に相当する額	
研 修 費	旅費(交通費、宿泊費(食費を除く。))、受講料、 教材費、講師謝金、講師旅費、その他知事が特に必 要と認める経費	又は500千円の いずれか低い額以 内の額	